

2010年世界農林業センサスの改正の概要

課題

新たな政策への対応

- ・ 農林水産業と商工業の産業
 関連携
- ・ 農村地域の再生・活性化

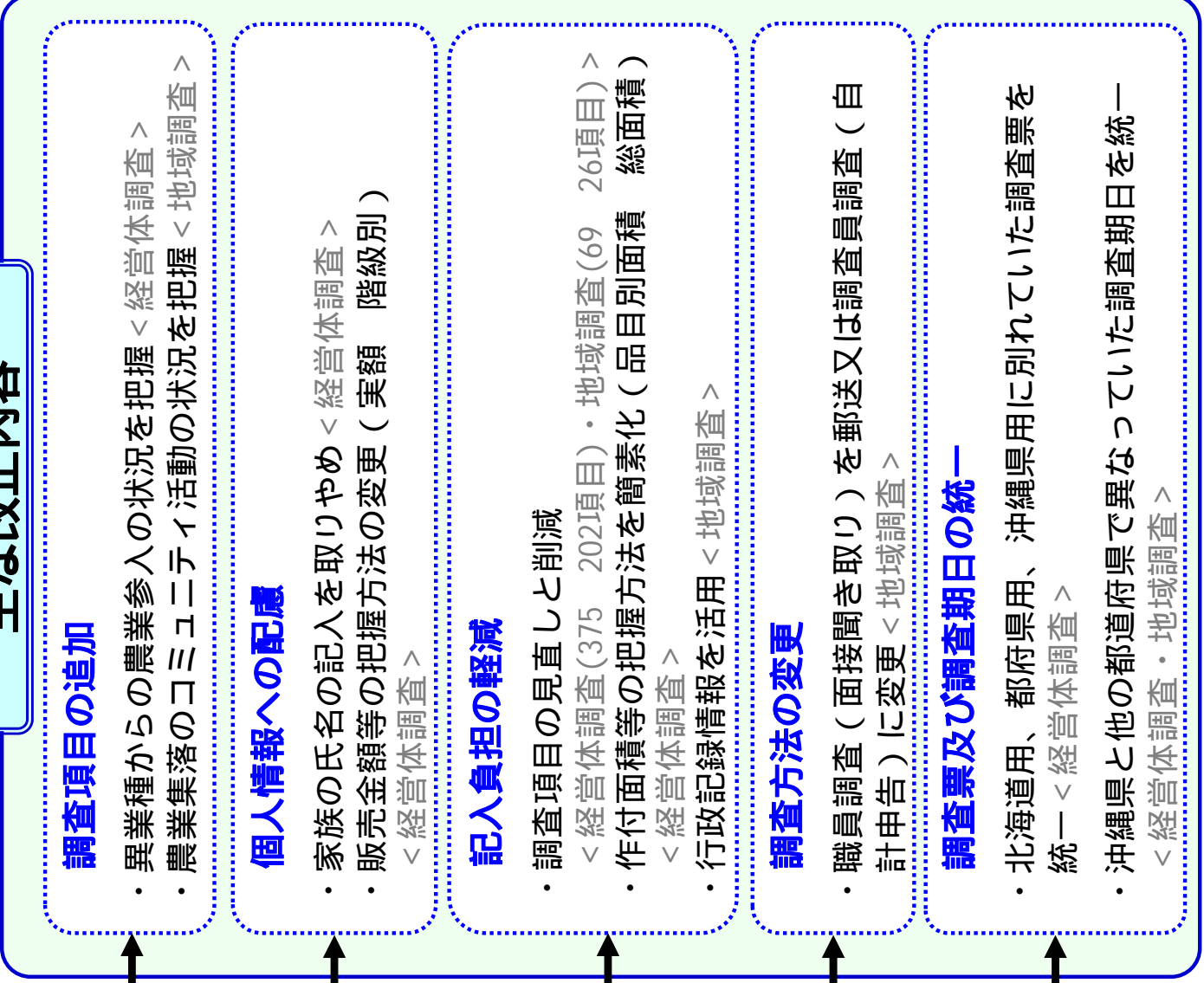
調査環境の変化への対応

- ・ 個人情報保護意識の高まり
- ・ 調査客体の負担軽減

調査方法の改善

- ・ 職員調査の見直し
- ・ 調査業務の効率化

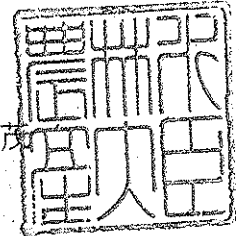
主な改正内容



20 統計第 577 号
平成 20 年 10 月 31 日

総務大臣 鳩山 邦夫 殿

農林水産大臣 石 破 茂



農林業センサスに係る承認について（申請）

農林業センサス（指定統計第 26 号を作成するための調査）を別添のとおり
実施したいので、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 7 条第 2 項及び第 13 条
の規定に基づき申請します。

統計法の規定に基づく承認事項記載書（変更案）

（2010年世界農林業センサス）

第1章 総 則

(目 的)

第1 2010年世界農林業センサス(以下「調査」という。)は、平成22年を調査年とする農林業構造統計(指定統計第26号)を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関の提唱する2010年世界農業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

(定 義)

第2 「農業」とは、耕種、養畜(養きん及び養ほうを含む。)又は養蚕の事業をいう。

2 「林業」とは、山林用苗木の育成・植栽、材木の保育・保護、材木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集の事業をいう。

3 「農林業経営体」とは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が別表1で定める規模以上の農業

(3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ヘクタール以上の規模の林業(2010年を計画期間に含む森林施業計画を作成している者又は調査期日(第4の規定による調査期日をいう。以下同じ。)前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者に限る。)

(4) 委託を受けて農作業を行う事業

(5) 委託を受けて育林若しくは素材生産を行う事業又は立木を購入して素材生産を行う事業

4 「農家」とは、次の各号のいずれかに該当する農業を行う世帯をいう。

(1) 経営耕地面積が10アール以上の規模の農業

(2) 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業

5 「林家」とは、保有山林の面積が1ヘクタール以上の世帯をいう。

6 「農山村地域」とは、その地域内において共通の自然的及び経済的な立地条件の下に農業又は林業が行われると認められる地域として第13の規定により認定されたものをいう。

7 「農業集落」とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会として第11の規定により認定されたものをいう。

8 「センター」とは、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号。以下「規則」という。)第2条第7項に定める「センター」をいう。

9 「センター長」とは、規則第2条第8項に定める「センター長」をいう。

10 「地方農政事務所長等」とは、規則第2条第9項に定める「地方農政事務所長等」をいう。

(調査の種類)

第3 調査は、農林業経営体調査及び農山村地域調査とする。

(調査期日)

第4 調査は、平成22年2月1日現在によって行う。

(調査の機関)

第5 農林業経営体調査に関する事務(以下「経営体調査事務」という。)は、農林水産省大臣官房統計部長(以下「統計部長」という。)都道府県知事(以下「知事」という。)及び市区町村長が行う。

2 農山村地域調査に関する事務(以下「地域調査事務」という。)は、統計部長、地方農政事務所長等及びセンター長が行う。

3 知事は、第1項の市区町村長が行う経営体調査事務の実施について、市区町村長を指揮監督する。

(統計調査員)

第6 経営体調査事務に従事させるため、統計法(昭和22年法律第18号)第12条第1項に規定する統計調査員として、都道府県に設置されるものは、次項又は第4項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。)とする。

(1) 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員

(2) 警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官

2 経営体調査事務に従事する統計調査員のうち一部の者(以下「経営体指導員」という。)は、市区町村長の調査実施上の指導を受けて、経営体調査事務に従事する他の統計調査員(以下「経営体調査員」という。)に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。

3 経営体調査員は、市区町村長から指定された調査区(以下「担当経営体調査区」という。)を担当する。

4 経営体調査員は、市区町村長の調査実施上の指導及び経営体指導員の指導を受けて、担当経営体調査区内にある農林業経営体に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

5 知事は、経営体指導員及び経営体調査員を設置したときは、当該経営体指導員及び経営体調査員に関する総数、男女別、年齢別及び属性別の数並びに統計調査員としての経

験の有無を市区町村長に通知するとともに、農林水産大臣に報告する。

- 6 地域調査事務に従事させるため、統計法第12条第1項に規定する統計調査員(以下「地域調査員」という。)として、センターに設置されるものは、第8項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(第1項の1、2に規定された者を除く。)とする。
- 7 地域調査員は、センター長から指定された地域調査区(以下「担当地域調査区」という。)を担当する。
- 8 地域調査員は、センター長の調査実施上の指導を受けて、担当地域調査区内にある農業集落に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

(統計調査員の身分を示す証票)

- 第7 市区町村長は、経営体指導員及び経営体調査員に対し、それぞれ知事の発行する経営体調査事務に従事する統計調査員であることを示す農林業センサス指導員証又は農林業センサス調査員証を交付する。
- 2 経営体指導員及び経営体調査員は、その事務を行うときは、前項の農林業センサス指導員証又は農林業センサス調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 3 センター長は、地域調査員に対し、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局総務部長。)が発行する地域調査事務に従事する統計調査員であることを示す地域調査調査員証を交付する。
- 4 地域調査員は、その事務を行うときは、前項の地域調査調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(申告義務)

- 第8 農林業経営体を代表する者は、第15の第2項の農林業経営体調査票に掲げる調査事項について申告しなければならない。

(実地調査)

- 第9 調査の事務に従事する者は、統計法第13条の規定により、調査のために必要な場所に立ち入り、第15の第1項又は第22の第1項に規定する調査事項について検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による権限を行使する者に対し、あらかじめ統計法第13条後段に規定する証票を交付する。

(経費の概算)

- 第10 平成21年度経費 6,093,685千円

第2章 調査の準備

(農業集落の区域の認定及び農林業経営体調査の調査区の設定)

第11 市区町村長は、平成21年8月1日現在で、次の方法により、農業集落の区域の案及び農林業経営体調査に係る調査区(以下「経営体調査区」という。)の案を作成し、同年9月10日までにこれを知事に提出する。

- (1) 農業集落の区域の案を作成する場合は、平成17年を調査年とする農林業センサス(指定統計第26号。以下「2005年農林業センサス」という。)における農業集落の区域を現況に即して補正する。
 - (2) 経営体調査区の案を作成する場合は、2005年農林業センサスにおける調査区を基礎として1調査区当たりの農林業経営体の数がおおむね20から25までとなるよう市区町村の区域を区分して設定する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された農業集落の区域の案及び経営体調査区の案に基づいて、農業集落の区域を認定するとともに経営体調査区を設定する。

(調査客体候補名簿の作成)

第12 市区町村長は、農林業経営体又は農家若しくは林家であって当該市区町村の区域内に住所を有するものについて平成21年12月1日現在で、農林水産大臣が定めるところにより、調査客体の候補者の名簿(以下「調査客体候補名簿」という。)を別紙1の様式により作成する。

(農山村地域の認定及び農山村地域調査の調査区の設定)

第13 地方農政事務所長等は、平成21年8月1日現在で、農業集落が存在すると認められる市区町村又は森林法(昭和26年法律第249号)第7条第1項で定められた森林計画区に含まれる市区町村の区域を農山村地域として認定する。

ただし、平成21年8月1日から調査期日までの間に市区町村の合併が行われる場合には、調査期日における農業集落が存在すると認められる市区町村又は森林法第7条第1項で定められた森林計画区に含まれる市区町村の区域を農山村地域として認定する。

- 2 地方農政事務所長等は、農山村地域のうち農業集落が存在すると認められる市区町村について、全域が市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の協議が整ったものをいう。)に含まれる農業集落を除き、1調査区当たりの農業集落が20前後となるよう農山村地域を区分して、農山村地域調査に係る調査区(以下「地域調査区」という。)を設定する。

第3章 農林業経営体調査

(調査客体)

第14 農林業経営体調査は、試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く第2の第3項に掲げるすべての農林業経営体を調査客体とする。ただし、第2の第3項の(3)の事業を行う農林業経営体にあつては次の(1)に該当するもの、第2の第3項の(5)の事業のうち委託を受けて行う素材生産又は立木を購入して行う素材生産に係るもの(以下「素材生産業」という。)を行う農林業経営体にあつては次の(2)に該当するものを調査客体とする。

- (1) 森林法第11条第4項の認定に係る森林施業計画(2010年を計画期間に含むものに限る。)に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者
- (2) 素材生産業により調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材を生産した者

(調査事項)

第15 農林業経営体調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 経営の態様に関する事項
- (2) 世帯の状況に関する事項
- (3) 農業経営の特徴に関する事項
- (4) 経営耕地面積等に関する事項
- (5) 農業用機械の所有に関する事項
- (6) 農業労働力に関する事項
- (7) 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項
- (8) 農産物の販売金額等に関する事項
- (9) 農作業の受託の状況に関する事項
- (10) 保有山林面積に関する事項
- (11) 林業労働力に関する事項
- (12) 育林面積等及び素材生産量に関する事項
- (13) 林産物の販売金額等に関する事項
- (14) 林業作業の受託の状況に関する事項
- (15) その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

2 前項の調査事項の細目は、農林業経営体調査票(別紙2)のとおりとする。

(調査方法)

第16 農林業経営体調査は、第14で定める農林業経営体に対して第15の第2項の農林業経営体調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。

(調査の実施)

第17 経営体調査員は、担当する農林業経営体について第15の第2項の農林業経営体調査票を配布し、調査客体により作成された調査票を取りまとめ、市区町村長が定める期日までに経営体指導員に提出する。

2 経営体指導員は、前項の規定により提出された農林業経営体調査票を審査し、不備な点を認めるときは、経営体調査員に再調査を行わせることにより補正し、市区町村長にその定める期日までに提出する。

3 市区町村長は、前項の規定により提出された農林業経営体調査票を審査し、不備な点を認めるときは経営体指導員又は経営体調査員に再調査を行わせることにより補正する。

4 経営体調査員、経営体指導員、市区町村長及び知事は、前3項及び第19の第1項の規定により提出された農林業経営体調査票の全部又は一部を紛失し、滅失し、又はき損した場合は、速やかに再調査を行い、又は行わせなければならない。

(集計事項)

第18 農林業経営体調査は、農林業経営体調査票及び調査客体候補名簿に基づき、農林業経営体、農家・林家を経営単位として、第15に掲げる事項について集計する。

2 前項の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

(集計及び報告)

第19 市区町村長は、平成22年の知事が定める期日までに農林業経営体調査票(当該市区町村又は当該市区町村長が管理者である市区町村の組合が農林業経営体である場合には、当該市区町村長が作成した調査票を含む。)及び市区町村の農林業経営体数報告表を知事に提出する。

2 知事は、前項の規定により提出された調査票(当該都道府県が農林業経営体である場合には、当該知事が作成した調査票を含む。)及び市区町村の農林業経営体数報告表並びに調査票の記載内容を集計するための電子計算機の処理プログラムであって統計部長が別に送付するものに基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び関係書類(別表3参照。)を作成し、平成22年9月10日(関係書類にあつては、別表4の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日)までに、関係書類を農林水産大臣に提出するとともに、前項の規定により提出された調査票を確認する必要があるときは当該調査票を提出をした市区町村長に送付する。

3 市区町村長は、前項の規定により送付された調査票を平成22年10月31日までに知事に送付する。

4 知事は、調査客体候補名簿及び前項により送付された調査票並びに作成した調査票を平成22年11月10日までに農林水産大臣に送付する。

(全国結果表等の作成)

第20 農林水産大臣は、第19の第2項の規定により提出された関係書類に基づき、全数集計又は抽出集計に係る全国結果表を作成する。

第4章 農山村地域調査

(調査範囲)

第21 農山村地域調査は、第2の第6項に該当するすべての農山村地域及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く第2の第7項に該当するすべての農業集落について行う。

(調査事項)

第22 農山村地域調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 農地・森林の状況等に関する事項
- (2) 地域資源の保全・活用状況に関する事項
- (3) 総土地面積・林野面積に関する事項
- (4) 農業集落の立地条件等に関する事項
- (5) その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

2 前項の調査事項の細目は、農山村地域調査票市区町村用(別紙3の1)及び農山村地域調査票農業集落用(別紙3の2)(以下「農山村地域調査票」と総称する。)のとおりとする。

(調査方法)

第23 農山村地域調査は、市区町村又は地域の実情に精通する者に対して第22の第2項の農山村地域調査票を配布して行う自計申告調査の方法及び国の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)、森林組合及び市町村の関係書類を活用する方法により行う。

(調査の実施)

第24 センター長は、市区町村に対して第22の第2項の農山村地域調査票市区町村用を郵送し、市区町村により作成された調査票を取りまとめる。

2 地域調査員は、地域の実情に精通している者(以下「精通者」という。)に対して農山村地域調査票農業集落用を配布し、精通者により作成された調査票を取りまとめ、センター長が定める期日までにセンター長に提出する。ただし、精通者から面接聞き取り調査の申出があった場合には、地域調査員による精通者に対する面接聞き取りの調査方法により行う。

3 センター長は、前項の規定により提出された農山村地域調査票農業集落用を審査し、不備な点を認めるときは、地域調査員に再調査を行わせることにより補正する。

- 4 地域調査員、センター長及び地方農政事務所長等は、前3項及び第26の第1項の規定により提出された農山村地域調査票の全部又は一部を紛失し、滅失し、又はき損した場合は、速やかに再調査を行い、又は行わせなければならない。

(集計事項)

- 第25 農山村地域調査は、農山村地域調査票に基づき、市区町村、新旧市区町村及び農業集落を単位として、第22に掲げる事項について集計する。
 - 2 前項の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

(報告)

- 第26 センター長は、平成22年の地方農政事務所長等が定める期日までに農山村地域調査票及び市区町村の農業集落数報告表を地方農政事務所長等に提出する。
 - 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により提出された調査票及び市区町村の農業集落数報告表を、平成22年5月20日までに農林水産大臣に提出する。

(全国結果表等の作成等)

- 第27 農林水産大臣は、第26の第2項の規定により提出された調査票に基づき、市区町村結果表、都道府県結果表及び全国結果表(電磁的記録を含む。)を作成する。
 - 2 農林水産大臣は、前項の規定により市区町村結果表及び都道府県結果表を作成したときは、当該結果表及び当該調査票を地方農政事務所長等に送付する。

第5章 結果の公表及び関係書類の保存

(結果の公表)

第28 農林水産大臣は、第20の全数集計に係る全国結果表及び第27の第1項の全国結果表の概要については平成22年11月30日までに、その詳細及び抽出集計に係る全国結果表については逐次、刊行物又は電磁的記録等に記録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。

(関係書類等の保存)

第29 農林水産大臣、知事及び市区町村長は、別表5に掲げるところにより調査票、結果表、関係書類等を保存しなければならない。

2 前項の調査票、結果表、関係書類等における保存期間の始期は、平成23年1月1日とする。

別表 1

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜栽培面積	350平方メートル
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50万円に相当する事業の規模

別表 2

第18の第2項及び第25の第2項に規定する集計事項

調査名及び集計区分	集 計 事 項
農林業経営体調査 農林業経営	<p>【表側】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査項目別表側分類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営タイプ（生産・受託）別 (2) 組織形態別 (3) 投下労働規模別 2 地域別表側分類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国農業地域・都道府県別 (2) 新・旧市区町村別 (3) 農業集落別 <p>【表頭】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林業経営体数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査客体数 (2) 組織形態別経営体数 (3) 経営タイプ別経営体数 (4) 農林業従事人数規模別経営体数 (5) 投下労働規模別経営体数
農業経営	<p>【表側】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査項目別表側分類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組織形態別 (2) 農業投下労働規模別 (3) 経営耕地面積規模別 (4) 農産物販売金額規模別 (5) 農業経営組織別 (6) 農作業受託料金収入規模別 (7) 地域類型別 (8) 農業経営者年齢別 (9) 家族経営構成別 (10) 主副業別 (11) 労働力保有状態別 (12) 専兼業別 (13) 世帯員年齢別 2 地域別表側分類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国農業地域・都道府県別 (2) 新・旧市区町村別 (3) 農業集落別

調査名及び集計区分	集 計 事 項
	<p>【表頭】</p> <p>1 農業経営の特徴</p> <p>(1) 組織形態別経営体数</p> <p>(2) 農業投下労働規模別経営体数</p> <p>(3) 農産物販売金額規模別経営体数</p> <p>(4) 農産物販売金額1位の部門別経営体数</p> <p>(5) 農業経営部門数別経営体数</p> <p>(6) 単一経営経営体数</p> <p>(7) 複合経営経営体数</p> <p>(8) 農業以外の業種から資本金・出資金の提供を受けている経営体の業種別経営体数</p> <p>(9) 農業経営組織別環境保全型農業に取り組んでいる経営体数</p> <p>(10) 環境保全型農業に取り組んでいる経営体の取組形態別経営体数</p> <p>(11) 農業生産関連事業を行っている経営体の事業種別別経営体数</p> <p>(12) 営農類型別経営体数</p> <p>2 土地</p> <p>(1) 経営耕地の状況</p> <p>(2) 経営耕地面積規模別経営体数</p> <p>(3) 経営耕地面積規模別面積</p> <p>(4) 経営耕地面積10アールきざみ経営体数</p> <p>(5) 田、畑、樹園地のある経営体数と所有面積</p> <p>(6) 所有耕地面積規模別経営体数</p> <p>(7) 所有耕地面積規模別面積</p> <p>(8) 借入耕地のある経営体数と借入耕地面積</p> <p>(9) 借入耕地面積規模別経営体数</p> <p>(10) 借入耕地面積規模別面積</p> <p>(11) 貸付耕地のある経営体数と貸付耕地面積</p> <p>(12) 貸付耕地面積規模別経営体数</p> <p>(13) 貸付耕地面積規模別面積</p> <p>(14) 耕作放棄地のある経営体数と耕作放棄地面積</p> <p>(15) 耕作放棄地面積規模別経営体数</p> <p>(16) 耕作放棄地面積規模別面積</p> <p>(17) 耕地以外で採草地・放牧地に利用した土地</p> <p>(18) 田の経営耕地面積規模別経営体数</p> <p>(19) 田の経営耕地面積規模別面積</p> <p>(20) 過去1年間に稲を作った田の面積規模別経営体数</p> <p>(21) 過去1年間に稲を作った田の面積規模別面積</p>

調査名及び集計区分	集 計 事 項
	<p>(22) 過去 1 年間に施設園芸に利用したハウス・ガラス室の面積規模別経営体数</p> <p>(23) 過去 1 年間に施設園芸に利用したハウス・ガラス室の面積規模別面積</p> <p>3 農業用機械の所有経営体数と所有台数</p> <p>4 労働力</p> <p>(1) 経営者</p> <p>(2) 農業従事日数別経営者数</p> <p>(3) 雇用者</p> <p>(4) 雇用者人数規模別経営体数</p> <p>(5) 雇用者のべ人日規模別経営体数</p> <p>(6) 常雇</p> <p>(7) 常雇人数規模別経営体数</p> <p>(8) 常雇のべ人日規模別経営体数</p> <p>(9) 臨時雇</p> <p>(10) 臨時雇人数規模別経営体数</p> <p>(11) 臨時雇のべ人日規模別経営体数</p> <p>5 農作物</p> <p>(1) 販売目的で作付け(栽培)した作物の類別作付(栽培)経営体数</p> <p>(2) 販売目的で作付け(栽培)した作物の類別作付(栽培)面積</p> <p>(3) 販売目的で作付けした稲・麦・雑穀の作物別作付経営体数と作付面積</p> <p>(4) 販売目的で作付けしたいも類・豆類の作物別作付経営体数と作付面積</p> <p>(5) 販売目的で作付け(栽培)した工芸農作物の作物別作付(栽培)経営体数</p> <p>(6) 販売目的で作付け(栽培)した野菜類の作物別作付(栽培)経営体数</p> <p>(7) 販売目的で栽培した花き類・花木の栽培経営体数と栽培面積</p> <p>(8) 販売目的で栽培した花き類の品目別栽培経営体数</p> <p>(9) 販売目的で作付け(栽培)した作物の作付(栽培)面積規模別経営体数</p> <p>6 果樹</p> <p>(1) 販売目的で栽培した果樹類の栽培経営体数と栽培面積</p> <p>(2) 販売目的で栽培した果樹類の品目別栽培経営体数</p>

調査名及び集計区分	集 計 事 項
	<p>(3) 販売目的で栽培した果樹類の栽培面積規模別経営体数</p> <p>7 家畜等</p> <p>(1) 家畜等を販売目的で飼養している経営体数と飼養頭羽数</p> <p>(2) 乳用牛を販売目的で飼養している経営体数と飼養頭数</p> <p>(3) 2歳以上の乳用牛の飼養頭数規模別経営体数</p> <p>(4) 肉用種の牛を販売目的で飼養している経営体数と飼養頭数</p> <p>(5) 肉用種の子取り用めす牛の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(6) 肉用種の肥育中の牛の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(7) 和牛と乳用種の交雑種の牛を販売目的で飼養している経営体数と飼養頭数</p> <p>(8) 和牛と乳用種の交雑種の肥育中の牛の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(9) 和牛と乳用種の交雑種の売る予定の子牛の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(10) 乳用種の牛を販売目的で飼養している経営体数と飼養頭数</p> <p>(11) 乳用種の牛の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(12) 乳用種の売る予定の子牛の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(13) 豚を販売目的で飼養している経営体数と飼養頭数</p> <p>(14) 子取り用めす豚の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(15) 肥育中の豚の飼養頭数規模別経営体数と飼養頭数</p> <p>(16) 採卵鶏を販売目的で飼養している経営体数と飼養羽数</p> <p>(17) プロイラーを出荷した経営体数と出荷羽数</p> <p>8 農作業の受託</p> <p>(1) 農作業を受託した経営体の事業部門別経営体数</p> <p>(2) 農作業を受託した経営体の事業部門数別経営体数</p> <p>(3) 農作業を受託した経営体の受託作業面積規模別経営体数</p> <p>(4) 水稲作受託作業種類別経営体数と受託作業面積</p> <p>(5) さとうきび作受託作業種類別経営体数と受託作業面積</p> <p>(6) 農作業の受託料金収入規模別経営体数</p> <p>9 家族農業経営</p> <p>(1) 主副業別農家数</p> <p>(2) 専兼業別農家数</p> <p>(3) 農業労働力保有状態別農家数</p> <p>(4) 家族経営構成別農家数</p> <p>(5) 後継者の有無別経営体数</p>

調査名及び集計区分	集 計 事 項
<p>林業経営</p>	<p>(6) 後継者の有無別経営耕地面積</p> <p>10 世帯員</p> <p>(1) 年齢別世帯員数</p> <p>(2) 年齢別の経営者数</p> <p>(3) 自営農業従事日数別の経営者数</p> <p>(4) 年齢別の同居後継者数</p> <p>(5) 自営農業従事日数別の同居後継者数</p> <p>(6) 過去1年間の生活の主な状態別世帯員数</p> <p>(7) 年齢別の農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)</p> <p>(8) 自営農業従事日数別の農業従事者数(自営農業に従事した世帯員数)</p> <p>(9) 年齢別の農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員数)</p> <p>(10) 自営農業従事日数別の農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員数)</p> <p>(11) 年齢別の基幹的農業従事者数(自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の世帯員数)</p> <p>(12) 自営農業従事日数別の基幹的農業従事者数(自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事が主の世帯員数)</p> <p>(13) 平均年齢</p> <p>11 牧草地経営体</p> <p>(1) 組織形態別預託牧場数</p> <p>(2) 牧草専用地面積規模別預託牧場数</p> <p>(3) 牧草専用地+耕地以外の採草・放牧地面積規模別預託牧場数</p> <p>(4) 組織形態別共同利用採草・放牧場数</p> <p>(5) 牧草専用地面積規模別共同利用採草・放牧場数</p> <p>(6) 牧草専用地+耕地以外の採草・放牧地面積規模別共同利用採草・放牧場数</p> <p>12 都道府県設定項目</p> <p>【表側】</p> <p>1 調査項目別表側分類</p> <p>(1) 組織形態別</p> <p>(2) 林業投下労働規模別</p> <p>(3) 保有山林面積規模別</p> <p>(4) 受託もしくは立木買いによる素材生産量規模別</p> <p>(5) 林産物販売金額規模別</p> <p>(6) 林業作業受託料金収入規模別</p> <p>(7) 地域類型別</p>

調査名及び集計区分	集 計 事 項
	<p>2 地域別表側分類</p> <p>(1) 全国農業地域・都道府県別</p> <p>(2) 新・旧市区町村別</p> <p>(3) 農業集落別</p> <p>【表頭】</p> <p>1 林業経営の特徴</p> <p>(1) 組織形態別経営体数</p> <p>(2) 林業投下労働規模別経営体数</p> <p>(3) 林産物販売金額規模別経営体数</p> <p>2 山林</p> <p>(1) 保有山林の状況</p> <p>(2) 保有山林面積規模別経営体数</p> <p>(3) 保有山林面積規模別面積</p> <p>(4) 所有山林面積規模別経営体数</p> <p>(5) 所有山林面積規模別面積</p> <p>(6) 貸付山林面積規模別経営体数</p> <p>(7) 貸付山林面積規模別面積</p> <p>(8) 借入山林面積規模別経営体数</p> <p>(9) 借入山林面積規模別面積</p> <p>3 労働力</p> <p>(1) 経営者</p> <p>(2) 林業従事日数別経営者数（世帯員を含む）</p> <p>(3) 雇用者</p> <p>(4) 雇用者人数規模別経営体数</p> <p>(5) 雇用者のべ人日規模別経営体数</p> <p>(6) 常雇</p> <p>(7) 常雇人数規模別経営体数</p> <p>(8) 常雇のべ人日規模別経営体数</p> <p>(9) 臨時雇</p> <p>(10) 臨時雇人数規模別経営体数</p> <p>(11) 臨時雇のべ人日規模別経営体数</p> <p>4 林産物</p> <p>(1) 素材生産を行った経営体数と素材生産量</p> <p>(2) 素材生産量規模別経営体数</p> <p>(3) 過去1年間に林産物の販売を行った経営体数</p> <p>5 林業作業</p> <p>(1) 過去5年間に保有山林で林業作業を行った経営体の作業別経営体数</p>

調査名及び集計区分	集 計 事 項
	<p>(2) 過去1年間に保有山林で林業作業を行った経営体の作業別経営体数と作業面積</p> <p>6 林業作業の受託</p> <p>(1) 過去1年間に林業作業の受託を行った経営体数と受託面積</p> <p>(2) 作業種類別受託面積規模別経営体数</p> <p>(3) 林業作業の受託料金収入規模別経営体数</p> <p>7 家族林業経営</p> <p>(1) 年齢別の経営者数</p> <p>(2) 年齢別の同居後継者数</p> <p>(3) 平均年齢</p> <p>8 都道府県設定項目</p>

調査名及び集計区分	集 計 事 項
<p>農山村地域調査 市区町村別集計</p>	<p>【表側】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査項目別表側分類 林野率別 2 地域別表側分類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国農業地域・都道府県別 (2) 全国森林計画（広域流域）別 (3) 森林計画区別 (4) 市区町村別 <p>【表頭】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法制上の地域指定に該当している市区町村数 2 森林面積・林野面積 <ol style="list-style-type: none"> (1) 合計 (2) 国有 (3) 民有 (4) 森林計画による森林面積 (5) 林野面積 (6) 林野面積規模別市区町村数 (7) 林野率別市区町村数 3 地域資源を活用した施設 4 農地・森林の状況
<p>新旧市区町村別 集計</p>	<p>総土地面積・林野面積・林野率</p>
<p>農業集落別集計</p>	<p>【表側】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査項目別表側分類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業地域類型別 (2) 水田率別 (3) 田の耕地面積規模別 (4) 農家率別 (5) D I D までの所要時間別 (6) 農業振興地域・都市計画区域別 (7) 山村・過疎・特定農山村地域別 2 地域別表側分類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国農業地域・都道府県別 (2) 新・旧市区町村別

調査名及び集計区分	集 計 事 項
<p style="text-align: center;">農業集落別一覧 表</p>	<p>【表頭】</p> <p>1 立地条件等</p> <p>(1) 農業地域類型別農業集落数</p> <p>(2) 法制上の地域指定に該当している農業集落数</p> <p>(3) 農業振興地域・都市計画区域別農業集落数</p> <p>(4) 山村・過疎・特定農山村地域別農業集落数</p> <p>(5) D I Dまでの所要時間別農業集落数</p> <p>2 農業集落の概況</p> <p>(1) 1 農業集落当たりの平均戸数等</p> <p>(2) 総戸数規模別農業集落数</p> <p>(3) 農家数規模別農業集落数</p> <p>(4) 農家率別農業集落数</p> <p>(5) 総面積</p> <p>(6) 1 農業集落当たり平均面積</p> <p>(7) 総土地面積規模別農業集落数</p> <p>(8) 耕地面積規模別農業集落数</p> <p>(9) 耕地率別農業集落数</p> <p>(10) 田の耕地面積規模別農業集落数</p> <p>(11) 水田率別農業集落数</p> <p>3 農業集落内での活動状況</p> <p>(1) 実行組合のある農業集落数</p> <p>(2) 過去1年間に開催された寄り合いの回数別農業集落数</p> <p>(3) 寄り合いの議題別農業集落数</p> <p>(4) 農業集落の機能</p> <p>4 地域資源の保全</p> <p>(1) 農地</p> <p>(2) 森林</p> <p>(3) ため池・湖沼</p> <p>(4) 河川・水路</p> <p>(5) 農業用排水路</p> <p>1 立地条件等</p> <p>(1) 農業地域類型</p> <p>(2) 法制上の地域指定</p> <p>(3) D I Dまでの所要時間</p> <p>2 農業集落の概況</p> <p>(1) 農業集落内の総戸数</p> <p>(2) 耕地面積の状況</p>

調査名及び集計区分	集 計 事 項
	<p>3 農業集落内での活動状況</p> <p>(1) 実行組合の有無</p> <p>(2) 寄り合いの開催状況</p> <p>4 地域資源の保全</p>

別表 3

第19の第2項に規定する農林水産大臣が定める関係書類等

市区町村結果表	農林業経営体調査市区町村別結果表 農林業経営体調査市区町村別結果表を収録した電磁的記録
都道府県結果表	農林業経営体調査都道府県結果表 農林業経営体調査都道府県結果表を収録した電磁的記録
関係書類	農林業経営体調査客体候補名簿 農林業経営体調査客体候補名簿を収録した電磁的記録 都道府県の農林業経営体数報告表 農林業経営体調査票を収録した電磁的記録 農林業経営体調査速報結果表 農林業経営体調査速報結果表を収録した電磁的記録 農林業経営体調査農業集落別結果表 農林業経営体調査農業集落別結果表を収録した電磁的記録

別表 4

第19の第2項に規定する農林水産大臣が定める日

関係書類	農林業経営体調査客体候補名簿を収録した電磁的記録	平成22年9月10日
	都道府県の農林業経営体数報告表	平成22年6月15日
	農林業経営体調査票を収録した電磁的記録	平成22年9月10日
	農林業経営体調査速報結果表を収録した電磁的記録	平成22年8月10日

別表5

第29の第1項に規定する関係書類等の保存

調査名	関係書類等の名称	保存期間	保存責任者（印のもの）		
			農林水産大臣	知事	市区町村長
農 林 業 経 営 体 調 査	農業集落及び調査区新旧対照表	5年			
	市区町村分割地図	5年			
	農林業経営体調査客体候補名簿	3年			
	農林業経営体調査票	3年			
	農林業経営体調査客体候補名簿を収録した電磁的記録	10年			
	農林業経営体調査票を収録した電磁的記録	永久			
	農林業経営体調査農業集落別結果表を収録した電磁的記録	10年			
農 山 村 地 域 調 査	農山村地域調査票	3年			
	農山村地域調査票を収録した電磁的記録	永久			
	農山村地域調査都道府県結果表及び農山村地域調査	10年			
	市区町村別結果表を収録した電磁的記録				
	農山村地域調査全国結果表を収録した電磁的記録	永久			

この資料は、調査対象者の方には決して配らずに、調査員の方が記入してください

秘 2010年世界農林業センサス 農林業経営体調査客体候補名簿 (案) No.

名称	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	整理番号
基本指標番号					客体番号

経営体の名称	経営主の氏名 (代表者)
住所又は所在地	電話番号

調査客体の状況 (いずれかに必ず○)	調査区内にいない	転居のため不明	(1)	
	調査区内にいる			

調査票を配布しない

いずれにも○がついていない場合

現在の農林業経営体の外形基準等 (該当するものに○をしてください)			
農 業	経営耕地面積30a以上である	(2)	
	物的指標以上である	(3)	
	農業サービス (農作業の受託、選果選別等) を行っている	(4)	
林 業	保有山林面積が3ha以上で2010年を計画期間に含む森林施業計画を作成している	(5)	
	保有山林面積が3ha以上で過去5年間に育林若しくは伐採を行っている	(6)	
業	委託を受けて造林・保育を行っている	(7)	
	委託を受けて又は立木を購入して200立方メートル以上の素材生産を行っている	(8)	

現在の土地に関わる状況 (田、畑、樹園地の面積の計を記入してください) 単位: (a)		
所有している面積	(11)	
うち貸付耕地面積	(12)	
うち耕作放棄地面積	(13)	
借入耕地面積	(14)	
経営耕地面積 ((11)-(12)-(13)+(14))	(15)	
保有山林面積	(16)	

いずれかに○がついている場合

学校、試験場などである (いずれか必ず○)	該当あり	(9)	
	該当しない		

農産物販売金額 (いずれか必ず○)	15万円未満	(17)	
	15万円以上 50万円未満		

調査票を配布しない

調査票を配布

過去5年間に経営を (いずれか必ず○)	新たに開始	(10)	
	以前から実施		

市町村記入欄 (該当するものに○をする)		
この経営体には認定農業者がいるか、または、経営自体が認定農業者として認定を受けている	(18)	
この経営体は農業生産法人である	(19)	
この経営体は預託牧場、または、地方公共団体や集落の共同利用採草・放牧場の経営を行っている	(20)	

表 物的指標	<input type="checkbox"/> 露地野菜作付面積が15アール
	<input type="checkbox"/> 施設野菜栽培面積が350平方メートル
	<input type="checkbox"/> 果樹栽培面積が10アール
	<input type="checkbox"/> 露地花き栽培面積が10アール
	<input type="checkbox"/> 施設花き栽培面積が250平方メートル
	<input type="checkbox"/> 搾乳牛飼養頭数が1頭
	<input type="checkbox"/> 肥育牛飼養頭数が1頭
	<input type="checkbox"/> 豚飼養頭数が1頭
	<input type="checkbox"/> 採卵鶏飼養羽数が150羽
	<input type="checkbox"/> ブロイラー年間出荷羽数が1,000羽
	<input type="checkbox"/> その他調査期日前1年間における農産物総販売額50万円に相当する事業の規模

(参考) 2005年センサスの結果の状況		
調査客体の種類	世帯	
	組織	
学校・試験場などその他目的であった		